

令和4年度 第9回清里区地域協議会次第

日 時：令和4年11月24日(木)

午後3時から

場 所：清里区総合事務所 第3会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 所長あいさつ

4 報告事項

- ・「地域協議会からの意見書」に対する回答について
- ・「新市建設計画の変更について」の答申に対する回答について

資料1

資料2

5 その他

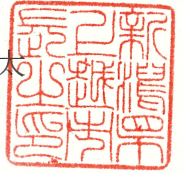
- ・令和4年度第10回清里区地域協議会
日時：令和4年12月22日(木) 午後3時から
会場：清里区総合事務所 3階 会議室
- ・令和4年度冬期除雪について
- ・上越市エネルギー価格等高騰支援金について

6 閉 会

上清総第 38425 号
令和 4 年 11 月 18 日

清里区地域協議会
会長 古澤 文夫 様

上越市長 中 川 幹
(施設経営管理室)
(社会教育課)
(清里区総合事務所)



坊ヶ池周辺の活性化の取組への支援に関する意見書について (回答)

令和 4 年 10 月 13 日付けで提出のありました意見書について、下記のとおり回答いたします。

記

市では、坊ヶ池とその周辺の自然環境、また上越清里星のふるさと館や湖畔公園などの施設は、重要な地域資源であり、天文学習のすそ野を広げる天文指導協力員会の活動や旧山荘京ヶ岳を活用したカフェ、イベントによる集客など、休止施設の活用も含めた地域資源の価値を高める取組は、地域に活気をもたらすものと考えています。

また、そうした住民の皆さんが熱意をもって主体的に取り組む活動につきましてもできるだけ支援していきたいと考えています。

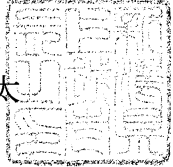
具体的には、これまで地域で行われてきた活動など、坊ヶ池周辺の活性化の取組が、地域内外によりアピールできる一体感のあるものとして行われるよう、活動団体の皆さんと協議していきたいと考えています。

なお、旧山荘京ヶ岳及び坊ヶ池周辺施設については、現在の利用形態を踏まえ適切な維持管理に努めてまいります。

上企第 37637-26 号
令和 4 年 11 月 10 日

清里区地域協議会
会長 古澤 文夫 様

上越市長 中川 幹 太
(企画政策部企画政策課)



新市建設計画の変更について (通知)

令和 4 年 8 月 25 日付けで答申のあった諮問第 63 号新市建設計画の変更について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

新市建設計画の変更について、計画を変更する手続きを進めることとします。
今後、パブリックコメント、県との法定の協議を経て、令和 5 年上越市議会 3 月定例会に議案を提出する予定です。

回 覧

清里区の皆様へ

道路除雪に関する総合事務所からのお願い

道路除雪作業には市民の皆様の御協力が不可欠であることから、雪置場所の確保・提供とともに、次の事項について御理解をお願いします。

○道路除雪に関する8つのお願い

市全体に係るお願い事項を『**道路除雪にご協力ください** 皆さんへ 8つのお願い。』にまとめました（裏面参照）。毎日の除雪作業を円滑に進めるため、御協力をお願いします。

○消雪パイプの稼働

消雪パイプは、12月1日から3月31日までの期間の降雪時に稼働します。

なお、市管理の消雪パイプは降雪にかかわらず、午後2～3時、午後4～5時の1日2回散水を休止します。

○その他

- ・ 除排雪に関するご意見等は、町内会長を通じて連絡をお願いします。
- ・ 排雪作業の際は、一時交通規制または交通止めを行う場合があります。作業中は誘導員の指示に従ってください。
- ・ 除雪に備えて道路沿いの安全柵等を外している場所では、通行に御注意ください。

【問合せ先】・清里区総合事務所

- ・ 総務・地域振興グループ
- ・ 産業建設業務窓口班 近藤・保高
- ・ 電話：528-3111



道路除雪にご協力ください

皆さんへ 8つのおねがい。

路上駐車は やめましょう

路上駐車は除雪作業の支障になり、車を傷付ける危険があるため、除雪できません。通行する方々の迷惑になるので、路上駐車はしないでください。

樹木や消雪施設は 適切に管理してください

樹木や消雪用ホースが道路にはみ出している、除雪車に接触し除雪できなくなります。適切に管理してください。

作業中の除雪車には 近付かないでください

除雪車は運転席からの見通しが悪く、広範囲で死角が存在します。大変危険なので、除雪車には近付かないでください。

雪を道路に 出さないでください

敷地内の雪を道路に出すと、通行が妨げられ、渋滞や事故の原因になりますので、雪を道路に出さないようお願いします。

急な降雪や暴風雪に備えた 準備をお願いします

車の立往生やスリップ事故は、除雪作業を遅らせる原因にもなりますので、冬用タイヤの早めの装着をお願いします。また、暴風雪時に外出する場合は十分な装備をお願いします。

玄関前・車庫前の 雪処理にご協力ください

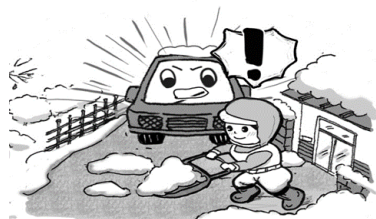
除雪車は、道路脇に雪をかき分けて除雪します。玄関前や車庫前に残る雪は、各家庭や地域で助け合いながら処理していただきますようお願いいたします。

農業用水路への投雪禁止

用水路へ捨てられた雪が原因で水路をふさぎ、下流の住宅地等が浸水するおそれがあります。農業用水路へ投雪しないようお願いします。

道路に接している 危険箇所が目印表示

除雪作業上危険な箇所、建物や塀が道路に接している箇所、衝突や損傷のおそれのある箇所等については、降雪前に各戸で目印となるポールや赤い布等を設置するようお願いします。



・・・上越市 都市整備部 道路課 雪対策室・・・
問合せ TEL 025-526-5111

大雪予想時は 不要不急の 外出を控えよう



出かける用事がある時は…

雪みち情報・ライブカメラ・ツイッター
外出前にチェック!



全国の雪みち情報「おしえて!雪ナビ」
冬タイヤ・チェーンはもちろん、
車内にもしもの備えを!



大規模な車両滞留を発生させないために

- 大規模な車両滞留は人命に関わる恐れがあります。
- 冬用タイヤへの早めの交換、
タイヤチェーンの携行・早めの装着をお願いします。
- 大雪時には高速道路や国道が
通行止めになる可能性があります。
- 広域迂回をお願いする場合が
ありますのでご協力をお願いします。



緊急除雪作業報償制度

異常降雪時※に事前登録した団体が緊急的に市道除雪を行った経費の一部を報償金として支給します。

※大雪災害対策本部が設置されている期間のうち、除雪事業者による市道除雪が一時的に困難となった場合等とします



対象者

除雪作業の実施前に**事前登録**を行った下記団体

- 町内会（自主防災組織）
- 町内会の組、班

対象箇所

30m以上の市道 **(車道のみ)**

報償金の構成

- 除雪機械の借上費

機種	仕様	基準額
中型除雪機 以下	除雪幅1,000mm未満	10,000円
大型除雪機	除雪幅1,000mm以上	15,000円

- 除雪機械の燃料費 市道除雪 1mあたり40円
- 除雪労務費 除雪延長 1mあたり50円

例：中型除雪機（ハンドガイドなど）を用い、市道を1日100m除雪した場合
 機械（10,000円）+燃料（40円×100m）+労務（50円×100m） = 19,000円

1期間あたり 1団体5万円を上限とします

申請方法

- 事前提出書類
 提出時期：除雪作業前までに
 ① 事前登録書
 （電話での登録も可能）

- 事後提出書類
 提出時期：除雪作業後速やかに
 ① 実績報告書
 ② 除雪作業を行った際の写真
 ③ 除雪作業を実施した路線図面
 ④ 除雪機械の写真
 （借上市基準額を希望する場合のみ）



お問合せ先（事前登録、実績報告等について）

道路課雪対策室 （合併前、三和区、名立区、頸城区）
 TEL：025-526-5111（内線1615、1616）／ FAX：025-526-3525
 E-mail：snow@city.joetsu.lg.jp

浦川原区総合事務所 （浦川原区、安塚区、大島区） TEL：025-599-2303
 柿崎区総合事務所 （柿崎区、大潟区、吉川区） TEL：025-536-2211
 板倉区総合事務所 （板倉区、牧区、中郷区、清里区） TEL：0255-78-2141

令和4年11月24日受付開始

上越市エネルギー価格等高騰支援金

昨今のエネルギー価格や物価の高騰の影響を受けている中小事業者、農林水産事業者等を対象に、令和3年度の光熱水費、燃料費及び原材料費の支払実績に応じて最大30万円を給付します。

制度概要

【1】給付要件

現に継続して事業・営業を行っている(※)市内に事業所を有する中小企業、個人事業主、公益法人、農林水産事業者等で支援金給付後も事業を継続する意思がある者

(※)「事業・営業を行っている」とは、令和3年度の確定申告をし、その確定申告書上の「売上(収入)金額」(農林水産事業者にあっては「販売金額」)が1円以上であるものをいう

【2】支援金の額の算定方法

- 令和3年分の確定申告書(法人にあっては、事業年度の最後の月が令和4年9月以前である直近事業年度の決算書)に記載されている光熱水費、燃料費及び原材料費の合計額の15%に相当する額
- ただし、(1)で算定した額が、下記の表において該当する額を上回る場合は、表中の額を上限額とする。

令和3年度の確定申告書又は決算書における 売上(収入)金額	支援金の上限額
1,000万円未満	5万円
1,000万円以上 5,000万円未満	10万円
5,000万円以上 1億円未満	20万円
1億円以上	30万円

【3】申請期限

令和5年2月28日(火)消印有効

制度の詳細・お問合せ

申請書類・詳細等は市HPをご確認ください。

お問合せ先：上越市エネルギー価格等高騰支援金コールセンター

電話：025-522-6233

※コールセンターは、11月24日(木)
の午前9時からの開設となります。



申請書類・詳細
(市ホームページ11/24開設)